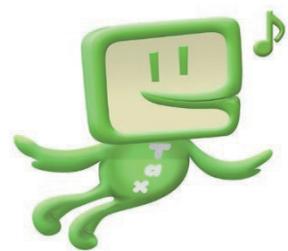


税理士の方へ



はじめてみませんか？

相続税申告の e-Tax !

～相続税申告の e-Tax には、4つのメリットがあります～

《メリット1》

財産取得者の利用者識別番号
のみで申告できます！

⇒ STEP 1

《メリット2》

税務会計ソフトで作成した
申告書を送信できます！

⇒ STEP 2

《メリット3》

添付書類はイメージデータで
送信できます！

⇒ STEP 3

《メリット4》

送信した申告書などをデータで
管理できます！

⇒ STEP 4

STEP 1 財産取得者の利用者識別番号を確認します。

メリット 1

財産取得者の利用者識別番号があれば申告できます。

※利用者識別番号の暗証番号や、電子証明書（マイナンバーカード等）は不要です。

1 利用者識別番号が分かる場合

▶ 既に取得している利用者識別番号を使用します。

※所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している場合は、改めて利用者識別番号を取得する必要はありません。

2 利用者識別番号が分からない場合

▶ 利用者識別番号を忘れた場合や、利用者識別番号を取得しているか不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax で送信してください。

※利用者識別番号が分からない場合は、①過去に電子申告を行った申告書の控えや、②税務署からの郵送物などから確認できます。

3 利用者識別番号を取得していない場合

▶ 「開始届出書」を e-Tax で送信してください。

税理士の方が「e-Tax の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」などを利用して「開始届出書」を e-Tax で送信することで、財産取得者の利用者識別番号を取得することができます。

※既に利用者識別番号を取得している方が、再度、「開始届出書」を提出すると、これまで e-Tax で申告した内容を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

STEP 2 申告書を作成します。

メリット 2

ご利用の税務会計ソフトに e-Tax 送信機能がない場合でも、e-Tax ソフト（PC 版又は WEB 版）から送信できます^(注)。

ご利用の税務会計ソフトで申告書を作成します。

e-Tax ソフト（PC 版）でも申告書を作成することができます。

～e-Tax ソフト（PC 版）での電子申告用データ（拡張子が「.txt」）の組み込み画面～

「参照」をクリックし、組み込む申告等データを選択

「組み込み」をクリック

「申告・申請等名」を入力

(注) ご利用の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.txt」のもの）がある場合に限りです。

STEP 3 添付書類をイメージデータ（PDF形式）に変換します。

メリット3

「戸籍の謄本」などの添付書類は、イメージデータ（PDF形式）で送信できます。

相続税申告に係る添付書類をイメージデータ（PDF形式）に変換します。

「戸籍の謄本」などの法定添付書類のほか、「土地等の評価明細書」や「預貯金等の残高証明書」などの法定外添付書類についても、イメージデータ（PDF形式）により送信できます。

※申告書や税務代理権限証書などは、イメージデータ（PDF形式）で送信することはできません。

1 送信方式

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告等データの送信時にイメージデータを同時送信	1回
追加送信方式	申告等データの送信後に別途、イメージデータを追加送信	10回まで送信可能

2 送信可能ファイル数・データ容量

▶ 1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB の容量のデータを送信できます。

※同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大 11 回の送信で 1,496 ファイル、88.0MB まで送信することができます。

STEP 4 申告等データを送信し、その内容を確認します。

メリット4

送信した申告等データは保存できるため、データによる管理ができます。

申告等データを送信します。

申告書の作成や添付書類のイメージデータ（PDF形式）への変換が終わったら、申告等データに税理士の電子署名を付し送信します。この場合、納税者本人の電子署名は省略することができます。

※イメージデータがある場合は、同時送信方式又は追加送信方式により送信します。

送信した申告等データを確認します。

申告等データを送信後、メッセージボックスに受信通知が格納されます。

メッセージボックスの確認に当たっては、代理送信をした財産取得者の利用者識別番号について、

①入力漏れがないこと、②取り違いがいいことを必ず確認してください。

※利用者識別番号の入力がない財産取得者は、申告したことになりません。

申告等データを保存します。

送信した申告等データや受付結果をファイルに保存できるため、データ管理が可能になり、ペーパーレス化につながります。

よくある質問

Q 1 相続税申告のみの関与ですが、財産取得者から利用者識別番号を確認した場合、メッセージボックス内の関与していない申告情報も閲覧できますか。

A 1 メッセージボックスを閲覧するためには、財産取得者の利用者識別番号とその暗証番号が必要です。代理送信の場合、利用者識別番号の暗証番号は不要ですので、**関与していない申告情報は閲覧できません。**

Q 2 財産取得者が複数いる場合や遠隔地にいる場合は、申告手続が大変ですが、代理送信だとさらに手間がかかりますか。

A 2 代理送信の場合、**財産取得者の署名・押印は不要**ですので、財産取得者が複数いる場合や遠隔地にいる場合でも、申告手続がスムーズに行えます。
また、マイナンバー制度における「納税者本人の番号確認書類」などの添付書類の提出も不要です。



e-Tax に関する情報

e-Tax に関する最新の情報は、e-Tax ホームページに掲載しています。

e-Tax ホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

さらに詳しく！

代理送信を行う際の留意点などを解説した

「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」 を国税庁ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

【掲載場所】ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

今後ますます相続税申告の e-Tax が便利になります！

今後、「**相続税修正申告書**」や、「**令和2年分の相続税申告書**」に対応していきます。